

新入学児童生徒学用品費(入学準備金)の 前倒し支給を実施します

南砺市では、お子さまの小・中学校、義務教育学校就学にあたり経済的な理由でお困りの保護者の方に、就学に必要な費用の一部を援助しています（就学援助制度）。

このうち、制服や通学カバン等の入学に必要なものを購入する「新入学児童生徒学用品費」については、入学前に受給できます。

○受給の対象となる方

以下の条件に全て該当する方

- ・ 令和7年10月1日現在、南砺市内に住所を有する園児・児童の保護者
- ・ 令和8年4月に南砺市立小中学校、義務教育学校に入学予定の児童生徒の保護者
- ・ 令和7年度の南砺市の就学援助の認定基準に該当する保護者

(令和6年中の世帯総所得額に対する制限を満たす世帯に属する児童の保護者)

※祖父母等で住民票を別にしているが同じ家に住んでいる場合（世帯分離）や、世帯の生計を維持する方が単身赴任等で他の場所に住んでいる場合は同居の家族とみなします。

世帯人数	世帯所得基準額の目安
3人（親1人、子2人）	200万円
4人（親2人、子2人）	250万円
5人（祖父母2人、親1人、子2人）	300万円

※上記の所得金額はあくまで目安です。所得基準額は世帯人数や年齢、社会保険料等の所得控除額などにより異なります。

○申請期間

令和7年11月4日（火）～令和7年12月12日（金）

○提出書類

- ① 「令和7年度就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）支給申請書」
- ② 「就学援助費支給にかかる収入額・需要額調書」
- ③ 「口座振込依頼書」※口座情報が分かるもの（通帳の写し等）を添付ください。

※①の保護者（申請者）と③の振込先は同一名義としてください。



○支給額・支給時期

審査結果は令和8年1月中旬に保護者様に通知します。

支給額：新小学・義務教育学校1年生：57,060円

新中学1年生・義務教育学校7年生：63,000円

支給時期：令和8年1月下旬（予定）

支給方法：申請した保護者様の口座に振り込みます。

○提出先

南砺市教育総務課 または 南砺市内の市民センター

郵送の場合・・・〒939-1692

南砺市荒木1550番地

南砺市教育総務課 総務係

○注意事項

- ・今回申請をし、新入学児童生徒学用品費の支給を受けた場合でも、入学後に就学援助（学校給食費等）を希望する場合は、入学後に改めて申請をしていただく必要があります。
- ・入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けた方は、入学後の「新入学児童生徒学用品費」の支給はありません。
- ・支給を受けた後、市外へ転出された場合や南砺市立の学校へ入学されなかった場合は、返還いただきます。市外転出や市外学校に入学の可能性がある場合は申請を行わないでください。
- ・入学後の就学援助の支給に関する事務処理のため、認定した場合は入学先の学校長へ通知いたします。

【問合せ先】

南砺市教育総務課 総務係

（庁舎別館4階）

TEL:0763-23-2012